

# 保健福祉だより

## 5月

### ○事業日程

| 日  | 曜 | 事業名   | 対象  | 会場   |
|----|---|---|---|--|
| 10 | 水 | 機能訓練<br>(後遺症者の集い)   | 脳卒中及びそのほかの後遺症者  | 月寿荘  |
| 12 | 金 | 予防接種<br>「三種混合」  | 1期初回：午後3時～10月<br>1期追加：初回接種(3回)<br>後12月～18月<br>午後1時30分から | 月寿荘  |
| 16 | 火 | 定例健康相談会   | 一般住民<br>午後1時30分から                                       | 月寿荘  |
| 17 | 水 | 胃がん検診<br>・対象は40歳以上の一般住民<br>ただし39歳以下でも希望する方は受診できます。<br>・受け付け 午前7時30分から<br>18日・19日は2台の配車です。 | 17日<br>18日<br>19日                                       | 東長島集落センター<br>大別当集落センター<br>木清多目的施設<br>曲通多目的施設<br>月壽集落センター |
| 18 | 木 | 犬の引き取り日<br>取り締まり日   | 9日(火)<br>12日(金)・26日(金)                                  | 月寿荘  |
| 19 | 金 | 1歳6か月児健診  | H5年10月1日～<br>H6年1月31日生まれ<br>午後1時30分から                   | 月寿荘  |
| 27 | 土 | 子宮がん<br>乳がん 検診<br>予防接種<br>「風しん」   | 30歳以上の女性<br>受け付け 午前8時～9時<br>午後12時～90分<br>午後1時30分から      | 月寿荘  |
| 30 | 火 | 組ひも・ちぎり絵  | 30歳以上の女性<br>受け付け 午後6時30分～7時                             | 月寿荘  |
| 31 | 水 | 乳がん検診   | 30歳以上の女性<br>受け付け 午後6時30分～7時                             | 月寿荘  |

### ♣クローバー教室

| 日  | 曜 | 機能訓練内容   | 会場  |
|----|---|----------|-----|
| 16 | 火 | 組ひも・ちぎり絵 | 月寿荘 |
| 30 | 火 | 組ひも・ちぎり絵 | 月寿荘 |

### 家庭の健康

歯の健康一ロメモ  
40歳からのお口の健康

歯を失う原因の多くは、むし歯と歯周病ですが、40歳以上では歯周病によるものがほとんどです。  
歯周病は、強い痛みを生ずることもなく進行してしまいが付いたときには、かなりひどい状態になっている場合をよく見かけます。



- 悪くならないうちに  
まず自己チェック
- ①歯ぐきが腫れて血がでませんか？
  - ②口の中がネバついたり、口臭がありませんか？
  - ③歯がぐらついたり、食べ物がはさまったりしませんか？
  - ④歯がしみたり、のびた感じがしませんか？
- 症状が出ていない人は今すぐに、まだ出ていない人もできるだけ早く健診を受けることをおすすめします。

### 暮らしのポイント

ノリの大敵は湿気です。一度しけてしまったら、味も香りも抜けてしまつて、元には戻りません。湿気を避けてノリを保存するには、缶に入れて密封し、冷蔵庫に保管します。こうすれば、一年くらいはしけらせないで保存ができます。使うときは、冷蔵庫から出し、しばらく室内に置いて、容器が室温と同じになってから缶を開けます。缶が冷たいままノリを取り出すと、空気中の湿気がノリにつきまします。これでは、せっかく冷蔵庫に入れて保存しても、意味がなくなってしまうのです。

### 佃煮をつくってみよう

ノリの油焼きも試してみよう。一枚のノリを、ハサミで八枚に切り、つるりとした片面にハケでこま油を薄くぬり、赤唐辛子の粉を少しふります。こま油をぬつたほうを二枚合わせ、外側の両面を強めの中火でパリッとあぶります。ノリの油焼きは、酒のさかなにもいい一品です。



### 4月1日から

### 保育料が変わります

平成7年4月1日より保育料が次のように変わります。改正内容は、昨年までB階層が単独にありましたが、B、C階層をいっしょにし、D階層をなくしたものです。みなさんのご協力をお願いします。

| 階層区分 | 定 義  | 徴収金額 (月額)             |        |        |        |        |
|------|--|-----------------------|--------|--------|--------|--------|
|      |  | 3才未満児                 |        | 3才児以上  |        |        |
| A    | 生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)                                | 0                     | 0      | 0      | 0      |        |
| B 1  | A階層及びC階層を除き前年度分の市町村民税の課税世帯であってその市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯 | 市町村民税非課税世帯            | 3,400  | 1,700  | 2,200  | 1,100  |
| B 2  |  | 均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)  | 9,800  | 4,900  | 7,500  | 3,750  |
| B 3  |  | 所得割の額が 5,000円未満       | 12,900 | 6,450  | 10,800 | 5,400  |
| B 4  |  | 所得割の額が 5,000円以上       | 14,000 | 7,000  | 11,100 | 5,550  |
| C 1  |  | 3,000円未満              | 18,100 | 9,050  | 15,400 | 7,700  |
| C 2  |  | 3,000円以上 15,000円未満    | 18,700 | 9,350  | 15,500 | 7,750  |
| C 3  |  | 15,000円以上 30,000円未満   | 19,200 | 9,600  | 15,800 | 7,900  |
| C 4  |  | 30,000円以上 60,000円未満   | 25,800 | 12,900 | 23,100 | 11,550 |
| C 5  |  | 60,000円以上 90,000円未満   | 26,000 | 13,000 | 23,800 | 11,900 |
| C 6  |  | 90,000円以上 120,000円未満  | 29,100 | 14,550 | 25,100 | 12,550 |
| C 7  |  | 120,000円以上 150,000円未満 | 30,000 | 15,000 | 26,100 | 13,050 |
| C 8  |  | 150,000円以上 180,000円未満 | 32,200 | 16,100 | 27,200 | 13,600 |
| C 9  | 180,000円以上 210,000円未満                                  | 33,500                | 16,750 | 27,200 | 13,600 |        |
| C 10 | 210,000円以上 240,000円未満                                  | 34,600                | 17,300 | 27,200 | 13,600 |        |
| C 11 | 240,000円以上 430,000円未満                                  | 34,600                | 17,300 | 27,200 | 13,600 |        |
| C 12 | 430,000円以上   | 34,600                | 17,300 | 27,200 | 13,600 |        |

就職・結婚・転居・転職・退職等、その時々々に異動があった場合は、必ず届け出をしましょう。  
もし、届け出が遅れたり怠ったりしますと将来受給できる自分自身の年金が減額されたり、受けられなくなる場合がありますので、異動があった場合は、早めに届け出をしましょう。

| こんなとき  | 必要なもの                                      |
|--|--|
| 20歳になったとき<br>(厚生年金・共済組合の加入者は除く)                              | 印かん  |
| 国民年金の加入者が厚生年金・共済組合に加入したとき<br>(扶養している配偶者がいる場合は合わせて届け出をしてください) | 印かん、本人・配偶者の年金手帳、健康保険証                      |
| 厚生年金・共済組合の加入をやめたとき<br>(扶養している配偶者がいる場合は合わせて届け出をしてください)        | 印かん、年金手帳、退職年月日のわかる書類                       |
| 第3号被保険者の配偶者が会社などを変ったとき                                       | 印かん、本人・配偶者の年金手帳、健康保険証、前の会社を退職した年月日のわかる書類   |
| 配偶者の扶養になったとき<br>(結婚したときや収入が減ったとき)                            | 印かん、本人・配偶者の年金手帳、健康保険証、婚姻および扶養になった年月日のわかる書類 |
| 配偶者の扶養からはずれたとき<br>(離婚したときや収入が増えたとき)                          | 印かん、本人・配偶者の年金手帳、扶養からはずれた日のわかる書類            |
| 住所・氏名が変わったとき<br>(住民票の届け出と一緒にできます)                            | 印かん、年金手帳                                   |
| 任意加入するとき、やめるとき   | 印かん、年金手帳                                   |

こんなときは必ず届け出を!

### 年金コーナー



※詳しくは、住民課住民係までお問い合わせください。